

議第三十二号議案

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「粗暴行為等」を「粗暴行為」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（卑わいな行為の禁止）

第二条の二 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 次に掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）で覆われている下着又は身体を写真機、ビデオカメラその他の機器（衣服等を透かして見ることが出来るものを含む。以下この号において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等向け、若しくは設置すること。

イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けな
い状態でいるような場所

ロ 公共の場所又は公共の乗物（イに該当するものを除く。）

ハ 学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イ又はロに該当するものを除く。）

二 前号イからハまでに掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は衣服等を透かして見ることが出来る機器を用いて見ること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 衣服等の上から又は直接人の身体に触れること。

二 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること（前項に該当するものを除く。）。

第十二条第一項中「第十条の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条の二第一項第一号の規定に違反した者

二 第十条の規定に違反した者

第十二条第二項第一号中「第二条第四項」を「第二条の二第一項第二号又は第二項」に改める。

第十三条第二項第一号中「第二条第一項から第三項まで」を「第二条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

同 同 同 同 同 同 同 同 同

高 逢 山 千 渡 松 高 宮 関
橋 澤 口 葉 辺 井 木 崎 根
稔 圭 京 達 功 吾 信
裕 一郎 子 也 大 弘 介 一 明

提 案 理 由

盗撮行為等に係る規制場所を拡大するとともに、罰則を強化するための改正を
したので、この案を提出するものである。